

ザ・リサイクル

令和3年
3月20日 発行
第86号

バックナンバーは市のホームページからご覧いただけます。

(トップページ→暮らし・手続き→ごみ・リサイクル→ごみカレンダー→ザ・リサイクル)

発行／調布市環境部ごみ対策課 〒182-0031 調布市野水 2-1-1 クリーンセンター
TEL：042-306-8781 FAX：042-368-9921 E-mail：gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

ごみの組成分析調査を行いました

～いつもごみの分別にご協力いただきありがとうございます～

調査結果の概要

燃やせるごみ

分別が正しいもの **85.1%**

(うち、食品ロス※9.7%)→詳細は2面のグラフ1をご覧ください。

※食品ロスのうち、未利用食品(直接廃棄)5.2%、食べ残し4.5%

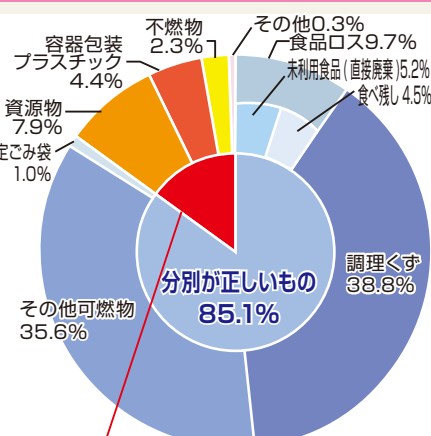
分別が正しくないもの **14.9%**

資源物 **7.9%**

(うち、古紙7.2%)→詳細は2面のグラフ2をご覧ください。

容器包装プラスチック **4.4%**

など



燃やせないごみ

分別が正しいもの **73.4%**

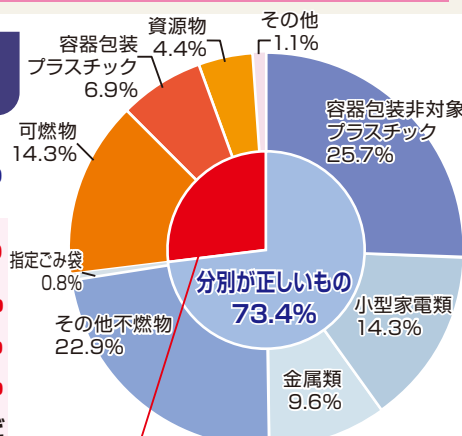
分別が正しくないもの **26.6%**

可燃物 **14.3%**

容器包装プラスチック **6.9%**

資源物 **4.4%**

など



容器包装プラスチック

→詳細は2面のグラフ3をご覧ください。

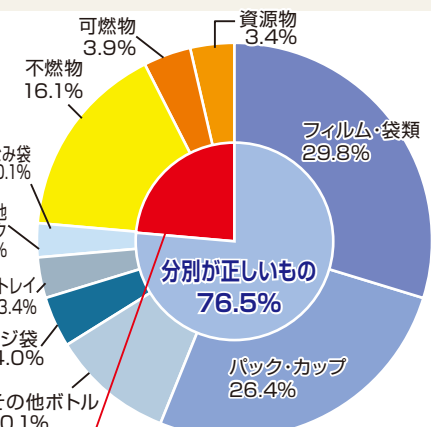
分別が正しいもの **76.5%**

分別が正しくないもの **23.5%**

不燃物 **16.1%**

可燃物 **3.9%**

資源物 **3.4%**



※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

組成分析とは…?

組成分析とは、家庭から出される「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「容器包装プラスチック」の内容を分析し、ごみや資源物が正しく出されているかなどを調査するものです。

調査目的

調布市では、平成31(2019)年3月に「調布市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」を策定し、「未来のため 地球のため さらに減量・リサイクル」をキャッチフレーズとして、ごみの減量施策に取り組んでいます。本調査の目的は、組成分析を行うことで、正しい分別の割合や資源物の割合、食品ロスの排出状況などを把握し、ごみ減量の施策に活かすための資料とすることです。

2～3面もご覧ください。

調布ごみダイエット注意報 第3号 令和2年10月～12月までの状況

ごみの減量にご協力いただきありがとうございます。

目標 令和2年度家庭ごみの量 1人1日当たり**372g**

令和2年 10月～12月 家庭ごみの量: 1人1日当たり**388g**
1人1日当たり、目標を**16g**上回っています(およそ栗1個分)。

例年年末の大掃除でごみを出す機会が増えたことや、新型コロナウイルス感染症の影響により家にいる時間が増えたことで、ごみの量が増えています。

これは栗1個分に相当し、ちょっとしたひと工夫で減らせます。さらなるごみ減量にご協力ください。

調布ごみダイエット注意報とは…

1人1日当たりの家庭ごみの量の目標※を達成できているかをお知らせするものです。令和2年4月以降、四半期ごとに市報や市ホームページ、調布市ごみアプリなどでお知らせしています。

※ 1人1日当たりの家庭ごみの量の目標…今後どのようにごみの減量に取り組んでいくのかなどを決めた「調布市一般廃棄物処理基本計画」達成のために定めた各年度の目標です。

ごみ対策課の電話番号変更のお知らせ

令和3年2月より、ごみ対策課減量対策係及び庶務係の電話番号を変更しました。

ご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんが、ご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。

新電話番号 減量対策係 ☎042-306-8781
庶務係 ☎042-306-8780

クリーンセンターでの家庭系ごみ袋LLサイズのばら売り開始について

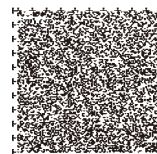
令和3年4月1日から、クリーンセンター(調布市野水2-1-1)にて、家庭系ごみ袋LLサイズのばら売りを開始します。

金額:84円(税込)/枚

(注)・支払い方法は現金のみ。

・家庭系ごみ袋のS・M・Lサイズ及び事業系ごみ袋(緑色)は対象外。

・他のばら売りの店舗については市ホームページをご覧ください。



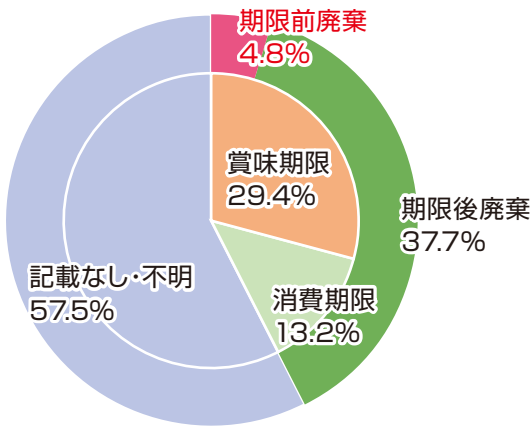
ごみの組成分析調査について

市民・事業者のみなさまが正しい

燃やせるごみの9.7%は食品ロスです。食品ロスの内訳は、5.2%は未利用食品（直接廃棄）、4.5%は食べ残しです。また、未利用食品のうち、4.8%は期限前に廃棄された食品です。右の記事「消費期限と賞味期限を正しく知ろう！」や、4面の記事「『食品ロス』を減らすためのフードドライブ・フードバンク」をご覧ください、「もったいない」食品ロスを減らしましょう。



未利用食品の内訳(グラフ1)



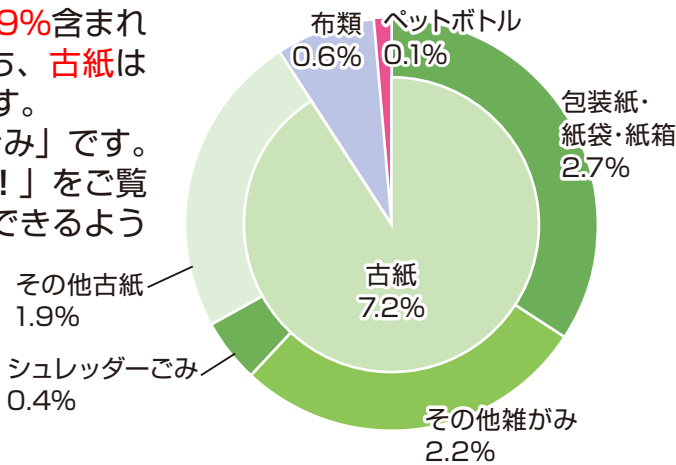
燃やせるごみに含まれる食品ロス



燃やせるごみには、本来分けて出せばリサイクルできる資源物が7.9%含まれていました（1面）。そのうち、古紙は7.2%と約9割を占めています。「分ければ資源、混ぜればごみ」です。右の記事「古紙は資源です！」をご覧ください、古紙をリサイクルできるようにしっかり分別しましょう。



燃やせるごみに含まれる資源物の内訳(グラフ2)



燃やせるごみに含まれる古紙

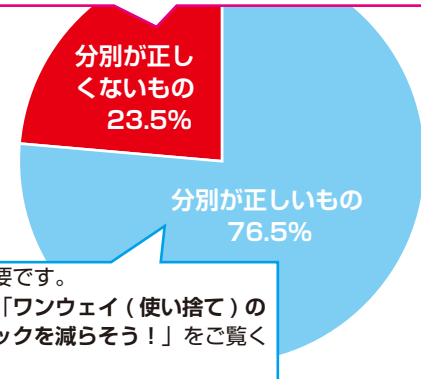


容器包装プラスチックのうち、分別が正しいものは76.5%でした。ごみの減量には、容器包装プラスチック自体の減量が不可欠です。1度使ったら捨てられてしまうプラスチック（ワンウェイ（使い捨て）プラスチック）を減らすことがごみの減量につながります。



容器包装プラスチックの分別区分の内訳(グラフ3)

正しい分別が必要です。下の記事「容器包装プラスチックを捨てる時のお願い」をご覧ください。

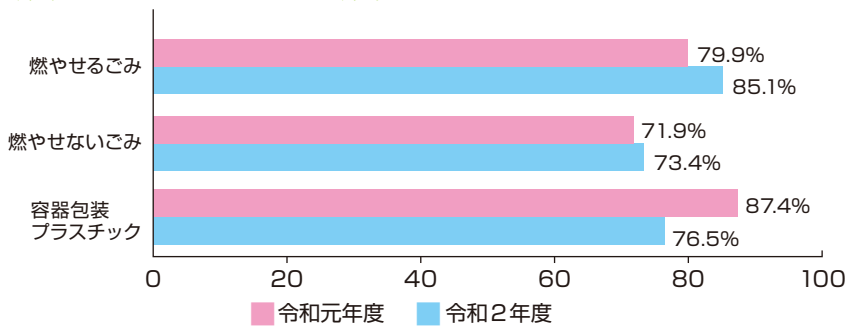


減量が必要です。右の記事「ワンウェイ（使い捨て）のプラスチックを減らそう！」をご覧ください。

容器包装プラスチックの内容物



燃やせるごみと燃やせないごみでは、正しい分別が増えています！



正しく分別できている割合を令和元年度と比較すると、燃やせるごみでは、79.9%から85.1%と5.2ポイントの増加、燃やせないごみでは、71.9%から73.4%と1.5ポイントの増加となっています。

一方、容器包装プラスチックでは、87.4%から76.5%と大きく10.9ポイント減少しており、市民のみなさまに分かりやすく伝えるような普及活動を進めてまいります。下の記事もご覧ください、正しい分別にご協力をお願いします。

容器包装プラスチックを捨てる時のお願い

●プラスチック製品は「燃やせないごみ」

ごみの組成分析調査の結果、容器包装プラスチックにプラスチック製品などの「分別が正しくないもの」が含まれていました。プラスチック製品で、「容器」や「包装」でないものは対象となりません。「燃やせないごみ」として出してください。（例：バケツ、CD・DVD、おもちゃ、タッパーなど）

●食べ物などの汚れは軽く洗い流すかふき取って「容器包装プラスチック」

汚れが落ちないものは「燃やせるごみ」

食べ物などの汚れの付着したプラスチックは、リサイクルできません。食べ残しなどを取り除き、残り水などで軽く洗い流すか、ふき取るなどしてから出してください。

※食べ残しなどの内容物が残らず、表面に油が膜状に残っている程度でしたら「容器包装プラスチック」で出せます。また、軽く乾かしてから出してください。水は残り水などを有効活用しましょう。



汚れを軽く洗い流すか、ふき取る



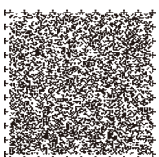
容器包装プラスチック

汚れが落ちない



燃やせるごみ

※写真はおよその目安です。



このマークは音声コード「Uni-Voice」です。専用のアプリを使って音声データを聞くことができます。

分別をすることで、ごみを減量することができます!!

ごみを減量するためには・・・？

消費期限と賞味期限を正しく知ろう！

食品ロスの中には、期限前に廃棄されている食品が含まれています。正しい知識で食品ロス[※]をなくしましょう。

※食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられている食べ物のことです。日本の食品ロス612万tのうち、約半分の284万tは家庭から出たものです。調布市でも左記のように、燃やせるごみに食品ロスが多く含まれています。

● 消費期限(期限を過ぎたら食べない方がよい期限)

未開封のまま、保存方法を守って保存していた場合に、「安全に食べられる期限」のこと。お弁当やおにぎりなど、いたみやすい食品に表示されています。

● 賞味期限(おいしく食べることができる期限)

未開封のまま、保存方法を守って保存していた場合に、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のこと。カップめんやスナック菓子など、消費期限に比べ、いたみにくい食品に表示されています。

消費期限

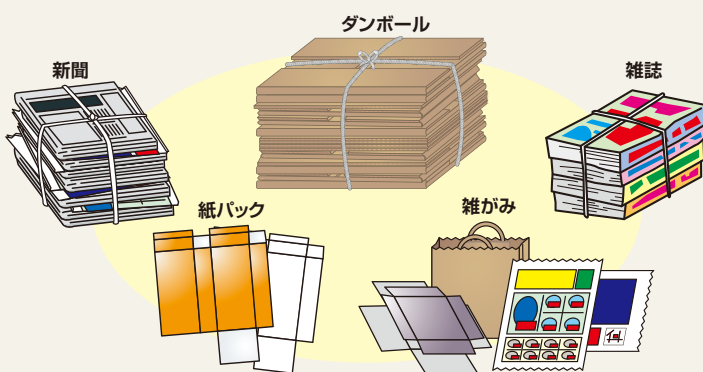
賞味期限



古紙は資源です！

調布市では、古紙(新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ)を収集しており、適切に排出された古紙は資源物としてリサイクルされています。

燃やせるごみ、燃やせないごみの排出物には古紙が含まれており、これらを適正に分別することにより資源物としてリサイクルできます。

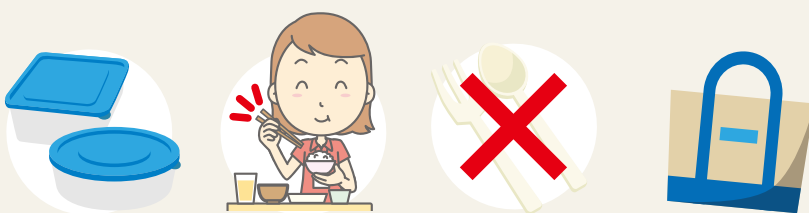


ワンウェイ(使い捨て)のプラスチックを減らそう！

普段の生活の中で、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの利用を減らしていくことを心掛けましょう。

1つ1つはわずかな削減ですが、毎日続けていくことが大切です。

- 食品を保存するときは保存容器で
- 外食はマイ箸で
- ストローやスプーンを断る
- 買物はエコバッグで



令和2年7月よりレジ袋は有料化されました。プラスチック削減にもなるエコバッグを活用しましょう！

シュレッダーごみはリサイクルしよう！

シュレッダーごみはリサイクルすることができます。資源物として、ビンと一緒に収集するため、透明または半透明の袋に入れて、ビンの排出場所に出してください。

- 1回につき90リットルまで収集します。大量に排出するときは、複数回に分けて出してください。
- 他のものが混ざらないようにお願いします(異物の混入が認められた場合は収集しません)。
- 感熱紙、カーボン紙、写真などはリサイクルできません。「燃やせるごみ」に出してください。

シュレッダーごみは資源物です



小中学生ポスター入賞作品

小学校 低学年の部

金賞



銅賞



小学校 中学年の部

銀賞



中学生の部

金賞



ちょうふエコ川柳入賞作品

小中学生の部

金賞

買ったもの
そのまま抱え
我が家へと

調布市長賞

レジぶくろ
ぼくは買わない
エエ子(エコ)でしょ

高校生以上の部

銅賞

買い過ぎは
ゴミとぜい肉
増えるだけ

※組成分析調査結果に関連する入賞作品を掲載しています。市ホームページでは入賞した全作品を掲載していますのでぜひご覧ください。

注射針は適切に分別してください

ペットボトルの中に注射針が確認されました

ペットボトルの処理施設にて、大量の使用済みインスリン注射針・採血用穿刺針がペットボトルに入って捨てられている事例が、令和2年12月から令和3年1月までに4件もありました。

収集・分別時に、作業員が針でけがをする危険性が高く、また、リサイクルの妨げにもなります。注射針をはじめ、異物をペットボトルに混入し、排出することは絶対にしないでください。

処方した医療機関または薬局へ

在宅医療に伴う使用済みの注射針の処分については、処方した医療機関(病院・診療所)または薬局にご相談・ご返却をお願いします。

なお、一般社団法人調布市薬剤師会では、登録している市内の保険薬局で使用済み注射針の回収をするとともに、専用回収容器をお渡ししています。



使用済みインスリン注射針



使用済み注射針回収
薬局スワッカー



使用済み採血用穿刺針



使用済みインスリン注射針
専用回収容器

事業所のごみは正しくお出しください

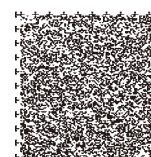
自己処理が原則です

事業所から出るごみは自己処理が原則です。ただし、少量排出事業所[※]で1回に出すごみが「事業系指定収集袋」3袋以内の場合、申出をすることで市の収集に出すことができます。

※一定の基準があります。

事業系指定収集袋を必ず使用してください

申出をして市に収集を依頼された事業所は必ず調布市の「事業系指定収集袋」を使用してください。



このマークは音声コード「Uni-Voice」です。専用のアプリを使って音声データを聞くことができます。➡

ごみ減量・リサイクル協力店一覧(令和3年1月末現在)

調布市では、ペットボトルやトレイなどの店頭回収やマイバッグの持参運動、環境にやさしい商品を販売するなど、積極的にごみ減量とリサイクル活動にご協力いただいているお店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定をしています。

また、ペットボトルにつきましては、昨今マイクロプラスチックなどの海洋汚染が問題となっていますので、行政収集またはごみ減量・リサイクル協力店での資源物回収にご協力ください。

分別について、市民のみなさまにつきましては徹底していただいているところですが「洗う・開く・つぶす」などの一手間で、リサイクルしやすい資源物回収が実現します。

「ごみ減量・リサイクル協力店」では、調布市のごみ減量やリサイクル活動を推進していただいています。



店 舗 名	回収品目			
	カン	牛乳パック	トレイ	ペットボトル
西友仙川店	×	○	○	×
クイーンズ伊勢丹仙川店	×	○	○	○
京王ストア仙川駅ビル店	×	○	○	○
マルエツ国領店	×	○	○	×
ina21調布染地店	×	○	○	○
株式会社ダイエー グルメシティ神代店	○	○	○	○
フレッシュマーケット トップ深大寺店	×	○	○	×
調布とうきゅう	×	○	○	○
コープみらい西調布店	○	○	○	○
西友調布入間町店	×	○	○	○
コープみらい柴崎店	○	○	○	○
ミニコープ緑ヶ丘店	○	○	○	○
スーパーオザム調布多摩川店	×	○	○	×
キッチンコート西調布店(京王ストア)	×	○	○	○
イトーヨーカドー国領店	×	○	○	○
マルエツ調布店	×	○	○	○
株式会社AOKI成城店	不用となったスーツ、フォーマル、コートなどの回収			

資源物地域集団回収 新規団体募集中

始めよう 資源物地域集団回収

資源物地域集団回収とは、子ども会や自治会など、概ね20世帯以上が加入している市民団体が市に登録をし、新聞・雑誌・ダンボールなどの古紙、ビン、カン、古布、牛乳パックを集めて、市に登録した資源物回収業者に引き渡し、回収した資源物の引き渡し量に応じて、回収団体に1kgあたり8円の奨励金を交付するものです。

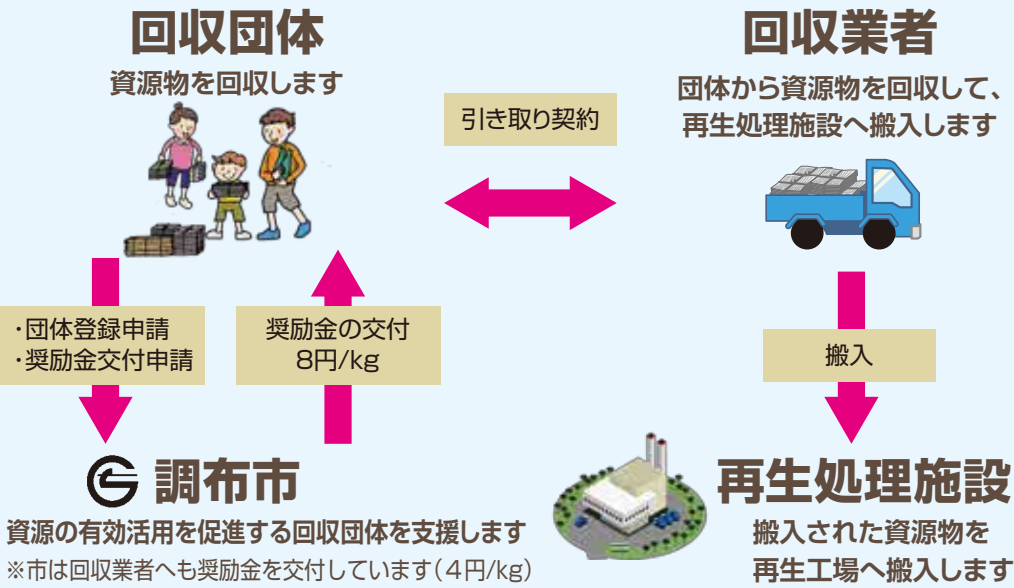
奨励金は、夏祭りの景品の購入や、清掃用具の購入、地域のイベントなどに使用するなど、地域住民へ還元するとともに、地域活動の活性化に役立てられています。

地域のみなさまと一緒に回収活動に取り組むことにより、ごみ減量の意識づけや、地域のコミュニティづくりにも役立ちますので、みなさまの積極的なご参加とご協力をお願いします。

集団回収の申請は郵送が便利です

団体登録や奨励金交付の申請は郵送でも行うことができます。郵送申請をご活用ください。

※郵送申請の場合はお手続きに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。



「食品ロス」を減らすためのフードドライブ・フードバンク

2月24日(水)、調布PARCO及び市役所2階総合案内所前において、フードドライブを実施しました。みなさまのご協力もあり、合計977点と多くの食品が集まりました。集まった食品は、調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会を通じて市内施設に寄付されました。食品ロス削減のために、食べ物を無駄なく大切に消費していきましょう。

※フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り福祉施設などに寄付するボランティア活動です。

※フードドライブの結果は市ホームページでお知らせします。

※令和3年度の開催日程及び詳細は、市報などでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期する場合があります。

余っている食品はフードバンクへ

フードバンク調布では、「賞味期限まで日にちがあり、まだ食べられるのに、家庭・企業で眠っている食品」を集めて、必要としている施設や家庭に無償で提供する活動を行っています。

市役所で行うフードドライブ以外にも、次の場所では、いつでも食品を受け付けています。

※受付時間などの詳細はフードバンク調布ホームページ参照

- 受付場所**
- カフェ侘助(上石原1-27-8 月曜日を除く)
 - サレジオ修道会ユースセンター(富士見町3-21-12 月・木曜日のみ)
 - リユースショップてらのサウルス(国領町8-1-13 日曜・祝日を除く)
 - 調布市社会福祉協議会(小島町2-47-1 平日のみ)

- 市民活動支援センター(国領町2-5-15 あくろす休館日を除く)
- コープみらい柴崎店(柴崎2-2-1)
- ヤマト運輸 調布深大寺元町センター(深大寺元町1-7-1)

調布PARCOがエコマーク取得 商業施設では全国初

調布PARCOは、エコマークNo.509「商業施設:Version 1」認定基準において令和3(2021)年1月22日付でエコマーク認定を取得しました。令和2(2020)年10月1日に商業施設がエコマークの認定対象となって以降、調布PARCOが初の商業施設の認定施設です。

●エコマークの認定のポイント

調布市やテナントとして入っているベーカリーチェーンと連携し、フードドライブの取り組みを定着させ、さらに取り組みを本格化させるため、社会福祉協議会と合意書を締結し、調布市学習支援参加者への食品無償支給の実施を計画するなど、一歩進んだ取り組みを高く評価します。(エコマーク事務局・審査委員会所見抜粋)

※**エコマークとは** ... 国際標準化機構の規格 ISO 14024「タイプI 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。1989年に創設され(公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

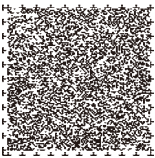
このマークは音声コード「Uni-Voice」です。専用のアプリを使って音声データを聞くことができます。



◀市役所2階総合案内所前のフードドライブの様子



◀フードドライブで集まった食品(一部)



ザ・リサイクルジュニア

創刊号
令和3年
3月発行

発行／調布市環境部ごみ対策課 〒182-0031 調布市野水 2-1-1 クリーンセンター
TEL : 042-306-8781 FAX : 042-368-9921 E-mail : gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp



さあ、これからごみの減量やリサイクルについて勉強してみよう。

おうちの方へ…ごみ対策課では年3回、調布市のごみに関する情報提供及び減量・資源化に向けた意識啓発のため、広報誌「ザ・リサイクル」を全戸配布しています。この度、環境教育の一環として、ごみの減量・資源化を推進するため小中学生のみなさんを対象とした「ザ・リサイクル ジュニア」を創刊しました。

今後も、ザ・リサイクル ジュニアを定期的に発行する予定ですので、ぜひお子様と一緒にご覧になることで、ごみの減量やリサイクルについて考えるきっかけにしてください。(環境部ごみ対策課長)

調布ごみダイエット注意報

いつもごみの減量に協力していただきありがとうございます！！

調布市ではごみを減らすために、毎年ごみ量の目標を決めています。今年の10～12月は、今年度の目標を**16g**上回ってしまっています。これはみなさん1人1人が1日1個分くらいのごみを出さなかったり、減らしたりすることで達成できます。1時間目から3時間目をご覧いただき、みなさんのさらなるがんばりでごみを減らしましょう。



令和2年10～12月
家庭ごみの量：1人1日当たり **388g**

目標
令和2年度家庭ごみの量
1人1日当たり **372g**

1時間目 スリーアル 3Rに取り組みよう

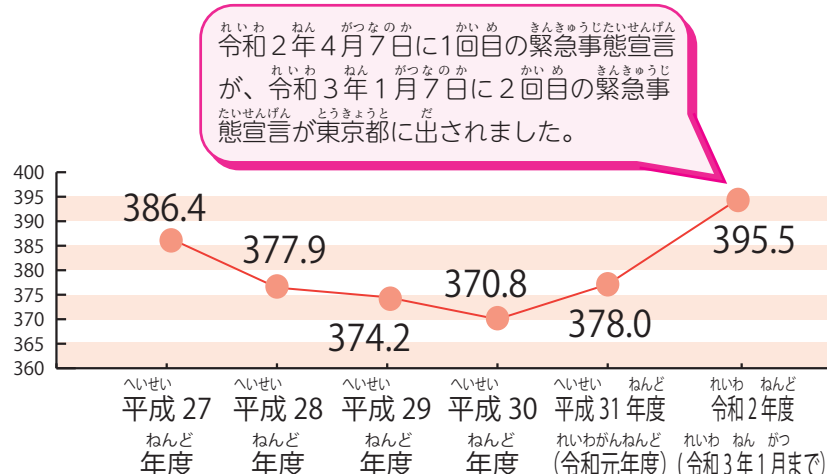
3Rとは Reduce (できるだけ無駄なごみの量を少なくする)、Reuse (一度使ったものをごみにしないで何度も使う)、Recycle (使い終わったものをもう一度資源に戻して製品を作る) の頭文字をとったものです。

おうちでも 3R に取り組みましょう。

① Reduce おうちのごみを減らしましょう

新型コロナウイルス感染症の影響により家にいる時間が増えたことで、家から出るごみの量が増えています。このザ・リサイクルを読んだり、自分で調べたりして、おうちでできるごみ減量に取り組みましょう。

1人が1日に出す家庭ごみの量 (単位: g)



② Reuse 何度も使いましょう

何度も使うことでごみを減らすことができます。

例えば、みなさんが着ている洋服です。きれいな洋服なら欲しい人にあげる。汚い洋服なら切って雑巾にするなど何度も使いましょう。

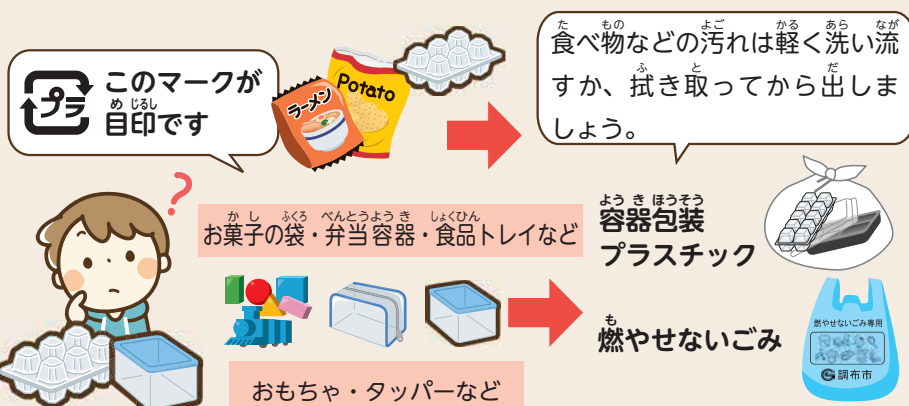
また、古布で服を出す場合には、再利用できるようにボタンやチャックはそのまま出しましょう。



③ Recycle しっかり分けましょう

リサイクルのためには、ごみと資源物をしっかり分けることが大切です。

例えば、プラスチックには、お菓子の袋や弁当容器などの「容器包装プラスチック」と、おもちゃやタッパーなどの「製品プラスチック」があります。「容器包装プラスチック」はリサイクルされますのでしっかり分けて出しましょう。



2時間目 食品ロスはもったいない



食品ロスってなに？

「食品ロス」とはまだ食べられる（食べられた）のに捨てられている食べ物のことです。

日本ではこの食品ロスが年間 612 万トン※¹ にも上ります。国民 1 人あたりに換算すると、お茶碗約 1 杯分（約 132 グラム）の食べ物※² が毎日捨てられている計算となります。

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量（年間約 390 万トン※³）の 1.6 倍に相当します。

もったいない「食品ロス」を減らすための取り組みをぜひ実践してみましよう！

※¹ 農林水産省及び環境省「平成 29 年度推計」

※² 総務省人口推計（平成 29 年 10 月 1 日）

※³ 国連世界食糧計画（WFP）平成 30 年実績



▲燃やせるごみに含まれる食品ロス



大根や人参の皮



◀大根や人参の皮を利用した炒め物

調理する時

- 作りすぎない・食べられる量だけ作る
- 余った料理をアレンジしたリメイクレシピをつくる
- ネギの根・大根のヘタなど、普段捨ててしまう野菜の切れ端を育てて料理に使う

料理レシピサイトクックパッド「消費者庁のキッチン」では、リメイクレシピや食材を使い切るレシピをたくさん掲載していますのでぜひご覧ください。

3時間目 身の回りのエコを探してみよう

エコマークを探そう



エコマークは、つくる・使う・捨てるときに環境への影響が少ないことや、環境保全に役立つ製品であることを表した、環境にやさしい製品につけられるマークです。

私たちが使っている文房具やノートにも使われていることがあります。学校やおうちにいくつエコマークを見つけられるか探してみましよう。

どれだけ探せたかな？下に書いてみよう！

例	ボールペン	4	8
1		5	9
2		6	10
3		7	11

テスト ごみクイズに挑戦しよう

ごみのクイズに挑戦しよう。全問正解すれば君もザ・リサイクル博士だ！

問1 他の製品に比べて、つくる・使う・捨てる時に環境への影響が少ないことや、環境保全に役立つ製品であることを表しているマークは下のうちどれ？



問2 「食品ロス」を減らすための取り組みはどれ？

- ①嫌いな食べ物は残して捨てる
- ②お腹が空いてもご飯を食べない
- ③買い物に行くときは使い切れる分だけ買う

問3 3Rの取り組みで正しいことはどれ？

- ①プラスチックは洗わず捨てる
- ②着なくなったきれいな洋服は欲しい人にあげる
- ③ごみは全てリサイクルされるので減らさなくていい

問4 ごみを減らすための取り組みで正しいことはどれ？

- ①お店ではできるだけ包装がしっかりされているものを買う
- ②野菜や果物の皮は天日干しして水分を飛ばす
- ③家では捨てずに道路や川にごみを捨てる

②4問 ②3問 ②2問 ①1問 正解

天日干しでごみダイエットチャレンジ

家庭から出る燃やせるごみには、多くの水分が含まれていることを知っていますか？燃やせるごみの約4割を占める生ごみのうち、約8割が水分です。

●生ごみを出す前に水切りを

まずは生ごみを水にぬらさないことが重要です。水分の多いものなどは、水切りネットなどを使用してギュッとひと絞りすると、燃やせるごみの減量につながります。

●野菜や果物の皮などは天日干ししてごみダイエット

野菜や果物の皮など、天日干ししてから捨てることで、ごみの量を大幅に減らすだけでなく、臭いも減らせます。

みなさんもおうちで天日干しして、どれだけごみダイエットできるかチャレンジしてみてくださいね。



3日間天日干しして
109g減量できました。

保存する時

- 冷蔵庫・冷凍庫の整理整頓をする
- 冷凍などの傷みにくい保存方法を検討する

買い物に行く時

- 買い物に行く前に冷蔵庫や食材庫を確認する
- 使い切れる分だけ買う

おうちで作ろう雑紙袋

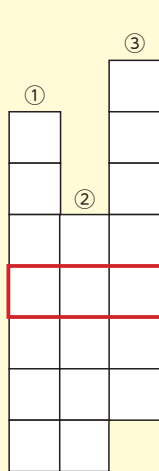
チラシなどの雑紙を捨てる時に便利な雑紙袋を作ってみませんか。おうちでも、読み終わったザ・リサイクルや市報で作ることができるのでとってもエコです。作り方は調布市のホームページに載っていますのでおうちの方と作ってみませんか。



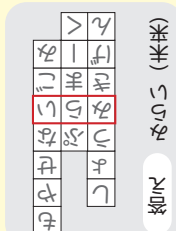
調布市 雑紙袋の作り方 検索

問5 クロスワード

ヒントを見て①から③の縦の欄にあてはまる言葉を入れてね。全部答えると赤い太枠の答えがわかるよ。



- ①期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではない、おいしく食べることができる期限はどれ？
・しょうひきげん（消費期限）
・しょうみきげん（賞味期限）
・しょうぎきげん（将棋期限）
- ②「容器包装プラスチック」で出すことがわかるようにつけられているのは何マーク？
- ③タッパーは何ごみ？



4 例規集（抜粋）

- (1) 調布市廃棄物の処理及び再利用の
促進に関する条例
- (2) 調布市廃棄物の処理及び再利用の
促進に関する条例施行規則

(1) 調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 (平成5年9月24日条例第24号)

目次

前文

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 市長の責務（第3条—第7条）

第3節 市民の責務（第8条）

第4節 事業者の責務（第9条）

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 市長の減量義務等（第10条—第13条）

第2節 市民の減量義務等（第14条・第15条）

第3節 事業者の減量義務等（第16条—第26条）

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 通則（第27条・第28条）

第2節 適正処理困難物の抑制（第29条—第31条）

第3節 一般廃棄物の処理（第32条—第46条）

第4節 産業廃棄物の処理（第47条—第49条）

第5節 廃棄物の処理手数料（第50条—第53条の2）

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

第1節 一般廃棄物処理業（第54条—第60条）

第2節 浄化槽清掃業（第61条—第67条）

第5章 地域環境の清潔保持（第68条—第71条）

第6章 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会並びに調布市廃棄物減量及び再利用促進員

第1節 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会（第72条—第79条の2）

第2節 調布市廃棄物減量及び再利用促進員（第80条—第83条）

第7章 雑則（第84条—第88条）

第8章 罰則（第89条—第91条）

附則

人間の活動に伴って排出される廃棄物については、単に、その処分をどうするか、といったことにとどまらず、生産のために行われた熱帯林の伐採等による環境破壊に見られるように、今や、その問題は、社会経済システムの在り方にまで及んでいる。

私たちは、このような状況を生み出した消費型社会を反省し、早急に資源循環型システムを構築するとともに一人一人が、この美しい地球を守るために何をなすべきかを認識しなければならない。

このことから、市民、事業者及び行政の三者は、それぞれ自覚と責任を持ち、また、相互に協力しながら次代の人たちのための生活環境を保全し、引き渡すため、廃棄物の抑制、再利用及び資源化の促進を図ることが必要である。

調布市は、全ての生命との共生を図りながら、市民や事業者の参加協力の下に、資源循環型まちづくりを目指し、これに全力を尽くすものである。

このような認識の下に、この条例を制定する。

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境の清潔を保持することにより資源循環型まちづくりを推進し、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

（2）事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

（3）事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物を除いた廃棄物をいう。

（4）再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することを

いう。

(5) 資源物 再利用を目的として市長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

第2節 市長の責務

(廃棄物の発生抑制等)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市長は、廃棄物の処理についての事業の実施に当たっては、処理施設の整備、作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

3 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理についての市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 市長は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進について、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用を促進するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開等)

第5条 市長は、廃棄物の減量、処理及び処理施設についての施策並びに処理施設の運営の状況を市民に明らかにしなければならない。

2 市長は、製品の再利用の容易性及び適正処理の困難性についての調査を市民から求められたときは、調査し、回答するよう努めなければならない。

(市民参加)

第6条 市長は、廃棄物の減量、処理及び再利用について、市民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(他の地方公共団体等との協力等)

第7条 市長は、廃棄物の減量、処理及び再利用についての事業の実施に当たって、必要があると認めるときは、他の地方公共団体若しくは、他の執行機関と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

第3節 市民の責務

第8条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用を行うことにより再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進について、市の施策に協力しなければならない。

第4節 事業者の責務

第9条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進について、市の施策に協力しなければならない。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 市長の減量義務等

(再利用等による減量)

第10条 市長は、資源物の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収を行うとともに物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用による廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用についての計画)

第11条 市長は、再利用による廃棄物の減量を促進するため、再利用についての計画を定めるものとする。

(施設の利用)

第12条 市長は、再利用についての市民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、市長の管理する施設等を市民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第13条 市長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

第2節 市民の減量義務等

(自主的行動)

第14条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第15条 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及

び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第3節 事業者の減量義務等

（事業系廃棄物の減量義務）

第16条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講じ、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

（廃棄物の発生抑制等）

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（再利用の容易性の自己評価等）

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

（適正包装等）

第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理についての業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用についての計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量について、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第21条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかに違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第22条 市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（受入拒否）

第23条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第21条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

（事業用小規模建築物の所有者等の義務）

第24条 事業用の小規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用小規模建築物」という。）の所有者等は、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用小規模建築物を建設しようとする者は、当該建築物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(住居用大規模建築物等の所有者等の義務)

第 25 条 住居用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「住居用大規模建築物」という。）の所有者等は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、住居用の小規模建築物で規則で定めるもの（以下「住居用小規模建築物」という。）について準用する。

(準用)

第 26 条 第 20 条第 2 項から第 5 項までの規定は事業用小規模建築物について、同条第 5 項及び第 6 項の規定は住居用大規模建築物について、同条第 5 項の規定は住居用小規模建築物について準用する。

第 3 章 廃棄物の適正処理

第 1 節 通則

(家庭廃棄物の処理)

第 27 条 市長は、自らの責任で家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第 28 条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理（以下「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図らなければならない。

第 2 節 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第 29 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第 30 条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等の回収義務)

第 31 条 市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

4 市長は、第 2 項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第 3 節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第 32 条 市長は、法第 6 条の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理計画に変更があったときは、その都度告示するものとする。

(処理)

第 33 条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前 2 項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(計画遵守義務等)

第 34 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章及び第 85 条において「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所（以下「所定の場所」という。）に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する袋等について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出して置く所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

(家庭廃棄物、事業系一般廃棄物等の排出方法)

第 34 条の 2 占有者は、市長が収集、運搬及び処分を行う家庭廃棄物（動物の死体、し尿、粗大ごみ、資源物及び一般廃棄物処理計画で定める有害な廃棄物（以下「有害ごみ」という。）を除く。）を排出するときは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

2 事業者は、市長が収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物（動物の死体、し尿及び資源物を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならない。

3 前 2 項の規定により難いと市長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、占有者及び事業者は、市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体の排出方法)

第 34 条の 3 第 36 条（第 46 条において準用する場合を含む。）の規定による届出をした占有者又は事業者が市長の指示に従い、動物の死体を排出するときは、動物の死体の引取りの際に市長が指定する処理券（以下「特定廃棄物処理券」という。）を市長に提出しなければならない。

(し尿の排出方法)

第 34 条の 4 占有者又は事業者は、市長が収集、運搬及び処分を行うし尿を排出するときは、し尿の引取りの際に特定廃棄物処理券を市長に提出しなければならない。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、市長の指示に従わなければならない。

2 占有者又は事業者が市長の指定する施設に搬入してし尿を排出するときは、市長の指示に従わなければならない。

(粗大ごみの排出方法)

第 34 条の 5 占有者は、市長が収集、運搬及び処分を行う粗大ごみを排出するときは、特定廃棄物処理券を添付しなければならない。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、市長の指示に従わなければならない。

2 占有者が市長の指定する施設に搬入して粗大ごみを排出するときは、市長の指示に従わなければならない。

(資源物の排出方法)

第 34 条の 6 占有者又は事業者は、資源物を排出するときは、規則で定めるところにより、排出しなければならない。

(有害ごみの排出方法)

第 34 条の 7 占有者は、有害ごみを排出するときは、規則で定めるところにより、排出しなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第 34 条の 8 市長及び市長が指定する者以外の者は、所定の場所に置かれた廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 第 22 条第 2 項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(調布市行政手続条例の適用除外)

第 34 条の 9 前条第 2 項の規定による命令については、調布市行政手続条例（平成 7 年調布市条例第 33 号）第 3 章の規定は、適用しない。

(排出禁止物)

第 35 条 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる家庭廃棄物（有害ごみを除く。）を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体の排出に係る届出等)

第 36 条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく、市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善勧告)

第 37 条 市長は、占有者が第 34 条から第 34 条の 7 までの規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集拒否)

第 38 条 市長は、占有者が前条に規定する勧告があった後において、なお、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

（事業者の処理）

第 39 条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第 33 条第 3 項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置）

第 40 条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第 1 項に規定する保管場所に集めなければならない。

（事業者に対する中間処理等の命令）

第 41 条 市長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を規則で定める基準に従い、分別して排出するよう命ずることができる。

（事業者に対する運搬等の命令）

第 42 条 市長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

第 43 条 削除

（事業系一般廃棄物の受入拒否）

第 44 条 事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項に規定する事業者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

（改善命令等）

第 45 条 市長は、事業者が第 39 条又は第 40 条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

（準用）

第 46 条 第 33 条第 1 項、第 34 条及び第 35 条から第 38 条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第 4 節 産業廃棄物の処理

（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物）

第 47 条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

（処理命令）

第 48 条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

（準用）

第 49 条 第 33 条、第 34 条、第 37 条、第 40 条、第 41 条及び第 45 条（第 39 条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。）の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第 5 節 廃棄物の処理手数料

（廃棄物の処理手数料）

第 50 条 市長は、家庭廃棄物（動物の死体、し尿及び粗大ごみを除く。別表において同じ。）又は事業系一般廃棄物等（事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物をいう。別表において同じ。）を排出した占有者又は事業者から別表に定める家庭廃棄物処理手数料又は事業系一般廃棄物等処理手数料（以下「家庭廃棄物処理手数料等」という。）を徴収する。

2 市長は、自転車その他の粗大ごみを排出した占有者から別表に定める粗大ごみ処理手数料（以下「粗大ごみ処理手数料」という。）を徴収する。

3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる廃棄物で、市長が資源物の収集を目的として設けた収集日に排出され、かつ、市長が再利用することを適当と認めた廃棄物については、当該廃棄物を排出した占有者又は事業者から手数料を徴収しないものとする。

（1）古紙

（2）布

（3）空き瓶

- (4) 空き缶
- (5) ペットボトル（飲料等を充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器をいう。）
- (6) 容器包装プラスチック（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第1項に規定する容器包装でプラスチック製のもの（事業系廃棄物を除く。）をいう。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が再利用することを適当と認めた廃棄物

4 市長は、有害ごみ（事業系廃棄物を除く。）を排出した占有者から手数料を徴収しないものとする。

5 市長は、家庭廃棄物処理手数料等及び粗大ごみ処理手数料（第34条の2第1項又は第2項の規定により排出する廃棄物に係るものを除く。）について、その廃棄物の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

（指定収集袋の交付）

第50条の2 市長は、家庭廃棄物処理手数料等（第34条の2第1項又は第2項の規定により排出する廃棄物に係るものに限る。以下この項において同じ。）をあらかじめ納付した者又は第53条の規定により当該家庭廃棄物処理手数料等を減額し、若しくは免除した者に、指定収集袋を交付する。

2 指定収集袋について必要な事項は、規則で定める。

（動物死体処理手数料）

第51条 市長は、第36条（第46条において準用する場合を含む。）の規定による届出に従い動物の死体を排出した占有者又は事業者から別表に定める動物死体処理手数料（以下「動物死体処理手数料」という。）を徴収する。

（し尿処理手数料）

第52条 市長は、し尿を排出した占有者又は事業者から別表に定めるし尿処理手数料（以下「し尿処理手数料」という。）を徴収する。

（特定廃棄物処理券の交付）

第52条の2 市長は、粗大ごみ処理手数料、動物死体処理手数料若しくはし尿処理手数料をあらかじめ納付した者又は次条の規定によりこれらの手数料を減額し、若しくは免除した者（第34条の4第2項又は第34条の5第2項の規定により市長の指定する施設に搬入してし尿又は粗大ごみを排出する者を除く。）に、特定廃棄物処理券を交付する。

2 特定廃棄物処理券について必要な事項は、規則で定める。

（手数料の減額又は免除）

第53条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、家庭廃棄物処理手数料等、粗大ごみ処理手数料、動物死体処理手数料及びし尿処理手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の不還付）

第53条の2 既納の手料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

第1節 一般廃棄物処理業

（業の許可）

第54条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。

- (1) 市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。
- (2) その申請の内容が、一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして規則で定める基準に適合するものであること。
- (4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

4 第1項又は第2項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第1項又は第2項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上

必要な条件を付することができる。

6 市長は、第1項又は第2項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(業の変更の許可)

第55条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第3項及び第5項の規定は、前項に定める許可について準用する。

(処理基準)

第56条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第33条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第57条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(業の取消し及び停止命令)

第58条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第54条第3項第3号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (3) 第54条第3項第4号アからウまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第54条第5項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可証の再交付)

第59条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可手数料)

第60条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1万円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1万円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 6,000円
- (4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 6,000円
- (5) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

第2節 浄化槽清掃業

(業の許可)

第61条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により、浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力が規則で定める基準に適合するものであること。
- (2) 申請者が浄化槽法第36条第2号イからヌまでのいずれかに該当しないこと。

3 市長は、許可又は不許可の処分をした場合には、直ちに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

4 市長は、許可の処分をしたときは、許可証を交付する。

(変更の届出)

第62条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、申請内容に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(指示、業の取消し等)

第63条 市長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第61条第2項第1号に定める基準に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が浄化槽法第41条第2項各号のいずれかに該当

するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可証の譲渡等の禁止)

第64条 浄化槽清掃業者は、許可証を譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の再交付)

第65条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可証の掲示)

第66条 浄化槽清掃業者は、許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(許可手数料)

第67条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1万円

(2) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

第5章 地域環境の清潔保持

(地域の生活環境)

第68条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びこれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第69条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに、当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、瓦れき、廃材等(以下「土砂等」という。)を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第70条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆便所及び公衆用ごみ容器を設ける等その清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第71条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第6章 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会並びに調布市廃棄物減量及び再利用促進員

第1節 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会

(設置)

第72条 市長は、法第5条の7第1項の規定により、調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第73条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について審議し、及び市長に建議することができる。

(組織)

第74条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

(1) 市民 4人以内

(2) 学識経験者 2人以内

(3) 市内で事業を営む者 4人以内

(4) 廃棄物の減量又は再利用を推進する団体で、市内に所在するものが推薦する者 4人以内

(5) 市職員 1人

(委員の任期)

第75条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第76条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第77条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第78条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第79条 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第79条の2 特定の事項を調査検討させるため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会の運営については、第77条及び第79条の規定を準用する。この場合において、第77条及び第79条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

第2節 調布市廃棄物減量及び再利用促進員

(設置)

第80条 市長は、法第5条の8第1項の規定により、調布市廃棄物減量及び再利用促進員（以下「促進員」という。）を置く。

(所掌事項)

第81条 促進員は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進のための市の施策への協力その他の活動を行う。

(委嘱及び定数)

第82条 促進員は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 促進員の定数は、規則で定める。

(任期)

第83条 促進員の任期は、2年とし、補欠の促進員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 雑則

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第84条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物から排出される廃棄物を適正に保管するため、当該建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 市長は、第1項に規定する保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、第1項に規定する保管場所等を設置するよう努めなければならない。

5 第1項に規定する大規模建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

(準用)

第84条の2 前条第1項前段、第2項、第4項及び第5項の規定は、規則で定める小規模建築物について準用する。

(報告の徴収)

第85条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第86条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(清掃指導員)

第 87 条 市長は、前条第 1 項に規定する立入検査並びに廃棄物の減量及び処理についての指導の職務を担当させるため、清掃指導員を置く。

(委任)

第 88 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 罰則

(罰則)

第 89 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 31 条第 4 項の規定による命令に違反した者
- (2) 第 34 条の 8 第 2 項の規定による命令に違反した者
- (3) 第 41 条 (第 49 条において準用する場合を含む。) の規定による命令に違反した者
- (4) 第 45 条 (第 49 条において準用する場合を含む。) の規定による命令に違反した者
- (5) 第 84 条第 3 項の規定による命令に違反した者

第 90 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第 57 条の規定に違反した者
- (2) 第 64 条の規定に違反した者
- (3) 第 84 条第 1 項の規定による届出をしなかった者

(両罰規定)

第 91 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務について、前 2 条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けている者は、この条例の施行の日において第 54 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 61 条第 1 項の規定により許可された者とみなす。

3 この条例の施行の際、現に提出されている一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請は、この条例の施行の日において第 54 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 61 条第 1 項の規定によりなされた許可の申請とみなす。

4 この条例の施行の際、現に提出されている一般廃棄物処理業の変更許可申請は、この条例の施行の日において第 55 条第 1 項の規定によりなされた変更許可の申請とみなす。

5 この条例の施行の際、現に提出されている浄化槽清掃業の変更の届出は、この条例の施行の日において第 62 条の規定によりなされた変更の届出とみなす。

6 附則第 2 項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行前にこの条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (以下「改正前の条例」という。) の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 この条例の施行の際、この条例による改正前の条例の規定に基づき処理した廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 6 年 3 月 24 日条例第 13 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 9 月 22 日条例第 22 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 26 日条例第 1 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 12 月 19 日条例第 40 号)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定により、既に行った収集、運搬及び処分並びに処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日条例第 34 号)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の収集、運搬及び処分に係るものから適用し、施行日前の収集、運搬及び処分に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 15 年 9 月 24 日条例第 27 号)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 2 項の改正規定、第 50 条第 6 項の改

正規定、第 54 条第 3 項の改正規定、第 61 条第 2 項の改正規定、第 63 条第 2 項の改正規定、第 72 条の改正規定、第 80 条の改正規定、第 89 条の改正規定及び第 90 条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに別表の規定は、平成 16 年 4 月 1 日以後に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料について適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 23 日条例第 17 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 54 条の改正規定、第 72 条の改正規定及び第 80 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 21 日条例第 43 号）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の処理に係るものについて適用し、施行日前の処理に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 12 月 18 日条例第 42 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市長が収集し、又は占有者及び事業者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料について適用する。

3 この条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表に定める廃棄物処理手数料を納付し、指定収集袋の交付を受けた者が当該交付を受けた指定収集袋（以下「交付済収集袋」という。）を使用して施行日以後事業系一般廃棄物等を排出しようとするときは、当該交付済収集袋に相当する改正後の条例別表に定める指定収集袋の交付の際に納付する手数料の額と当該交付済収集袋の交付の際に納付した手数料の額との差額を規則で定める方法により納付等して排出しなければならない。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 40 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後に市長が収集する廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に市長が収集した廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく粗大ごみ処理券は、改正後の条例に基づく特定廃棄物処理券とみなす。

4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成 26 年 12 月 16 日条例第 38 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 18 日条例第 37 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 20 日条例第 16 号）

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

別表（第 50 条、第 51 条、第 52 条関係）

手数料区分	手数料額
家庭廃棄物処理手数料	指定収集袋（S 袋）1 袋につき 8 円 40 銭
	指定収集袋（M 袋）1 袋につき 27 円 30 銭
	指定収集袋（L 袋）1 袋につき 55 円 60 銭
	指定収集袋（L L 袋）1 袋につき 84 円
事業系一般廃棄物等処理手数料	指定収集袋（S 袋）1 袋につき 50 円
	指定収集袋（M 袋）1 袋につき 125 円
	指定収集袋（L 袋）1 袋につき 285 円
粗大ごみ処理手数料	市長が収集、運搬及び処分を行う場合 1 キログラムにつき 31 円 50 銭を上限とし、品目別に規則で定める額
	市長の指定する施設に搬入した場合 搬入 1 回当たり 10 キログラムにつき 300 円
動物死体処理手数料	1 体につき 3,150 円

し尿処理手数料	市長が収集、運搬及び処分を行う場合	便所（仮設便所を除く。） 1 便槽のくみ取り 1 回につき 1,575 円
		仮設便所 1 便槽のくみ取り 1 回につき 7,560 円
	市長の指定する施設に搬入した場合	搬入 1 回当たり 1 キロリットルにつき 9,000 円

備考

1 この表の粗大ごみ処理手数料の部市長の指定する施設に搬入した場合の項手数料額の欄における手数料の額の算定に当たっては、市長の指定する施設への搬入 1 回当たりの粗大ごみの重量が 10 キログラム未満の場合はこれを 10 キログラムとし、当該粗大ごみの重量に 10 キログラム未満の端数がある場合はこれを切り上げるものとする。

2 この表のし尿処理手数料の部市長の指定する施設に搬入した場合の項手数料額の欄における手数料の額の算定に当たっては、市長の指定する施設への搬入 1 回当たりのし尿の量が 1 キロリットル未満の場合はこれを 1 キロリットルとし、当該し尿の量に 1 キロリットル未満の端数がある場合はこれを切り上げるものとする。

(2) 調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則 (平成 6 年 3 月 22 日規則第 4 号)

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 再利用等による廃棄物の減量（第 4 条—第 15 条）
- 第 3 章 廃棄物の適正処理（第 16 条—第 37 条の 2）
- 第 4 章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業
 - 第 1 節 一般廃棄物処理業（第 38 条—第 47 条）
 - 第 2 節 浄化槽清掃業（第 48 条—第 55 条）
- 第 5 章 調布市廃棄物減量及び再利用促進員（第 56 条）
- 第 6 章 雑則（第 57 条—第 60 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年調布市条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び条例の例による。

（回収命令等の命令）

第 3 条 条例第 31 条第 4 項、第 41 条（条例第 49 条において準用する場合を含む。）、第 45 条（条例第 49 条において準用する場合を含む。）又は第 84 条第 3 項に規定する回収命令等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

第 2 章 再利用等による廃棄物の減量

（再利用についての計画）

第 4 条 条例第 11 条に規定する再利用についての計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）市長の再利用の促進のための施策についての事項
- （2）市民の再利用の促進のための取組についての事項
- （3）事業者の再利用の促進のための取組についての事項
（事業用大規模建築物）

第 5 条 条例第 20 条第 1 項の規則で定める事業用大規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートル以上の建築物とする。

（廃棄物管理責任者の選任等）

第 6 条 条例第 20 条第 2 項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、1 の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する 2 以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、1 人の廃棄物管理責任者が当該 2 以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第 20 条第 2 項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から 30 日以内に、廃棄物管理責任者選任届（第 1 号様式）により行わなければならない。

（事業用大規模建築物における再利用計画の作成等）

第 7 条 条例第 20 条第 3 項の規定による再利用についての計画の作成は、年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

2 条例第 20 条第 3 項の規定による再利用についての計画の提出は、再利用計画書（第 2 号様式）により毎年 5 月 31 日までに行わなければならない。

（再利用対象物の保管場所設置基準）

第 8 条 条例第 20 条第 4 項及び第 6 項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- （2）再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管が確保されるようにすること。
- （3）再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。

- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
 (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

(再利用対象物の保管場所設置届)

第9条 条例第20条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第3号様式)により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

(改善勧告)

第10条 条例第21条に規定する勧告は、書面により行うものとする。

(公表)

第11条 条例第22条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を告示して行うものとする。

(受入拒否)

第12条 条例第23条の規定により事業系廃棄物の受入れを拒否するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、書面により通知するものとする。

(事業用小規模建築物)

第13条 条例第24条第1項の規則で定める事業用小規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル未満の建築物とする。

2 条例第24条第2項に規定する再利用の対象となる物の保管場所については、第8条に規定する基準に準じて設置するものとする。

(住居用大規模建築物)

第14条 条例第25条の規則で定める住居用大規模建築物は、15戸以上の集合住宅とする。

(住居用小規模建築物)

第14条の2 条例第25条第2項の規則で定める住居用小規模建築物は、4戸以上15戸未満の集合住宅とする。

(住居用大規模建築物における再利用対象物の保管場所設置基準)

第15条 条例第25条の規則で定める基準は、第8条に規定する基準を準用する。

第3章 廃棄物の適正処理

(適正処理困難物の公表)

第16条 条例第31条第1項の規定による公表は、指定された適正処理困難物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示して行うものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第17条 条例第32条第1項に規定する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第1条の3に規定する一般廃棄物の処理に係る基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を定めるものとする。

2 一般廃棄物処理計画には、条例第47条第1項の規定により市長が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

第18条 条例第33条第3項の規則で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条各号及び第4条の2各号の規定によるものとする。

(家庭廃棄物を収納する袋の基準等)

第19条 家庭廃棄物を収納する袋(条例第34条の2第1項に規定する指定収集袋(以下「指定収集袋」という。)を除く。以下「収納袋」という。)の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 耐水性があり、丈夫なものであること。
 (2) 内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。
 2 収納袋で収納することが適当でない家庭廃棄物については、当該廃棄物をひもでくくるなどして収集作業が容易にできるようにしなければならない。

(指定収集袋の基準等)

第20条 指定収集袋は、前条第1項各号に掲げる基準を満たすものであって、その種類及び容量は、次の表に定めるところによる。

指定収集袋の種類			容量
家庭廃棄物	可燃用指定収集袋(第3号様式の2)及び不燃用指定収集袋(第3号様式の3)	S袋	5リットル相当
		M袋	15リットル相当
		L袋	30リットル相当
		LL袋	45リットル相当

	第36条第3号アに掲げる廃棄物を排出するときに使用する指定収集袋（第3号様式の4。以下「ボランティア袋」という。）	L袋	30 リットル相当
	第36条第3号イに掲げる廃棄物を排出するときに使用する指定収集袋（第3号様式の5。以下「おむつ袋」という。）	M袋 L袋	15 リットル相当 30 リットル相当
事業系一般廃棄物指定収集袋（第3号様式の6）		S袋	10 リットル相当
		M袋	25 リットル相当
		L袋	45 リットル相当

（資源物の排出方法）

第20条の2 資源物の排出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） シュレッダーにより細断された古紙は収納袋に、その他の古紙は束ねてひもでくる、又は畳んで紙袋に入れること。
- （2） 布は、収納袋に入れること。
- （3） 空き瓶は、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れること。
- （4） 空き缶は、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れること。
- （5） ペットボトルは、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れること。
- （6） 容器包装プラスチックは、収納袋に入れること。

（有害ごみの排出方法）

第20条の3 条例第34条の2第1項に規定する有害ごみの排出方法は、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れ排出するものとする。

（収集又は運搬の禁止の対象となる資源物）

第20条の4 条例第34条の8第1項に規定する規則で定める資源物は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 古紙
- （2） 布
- （3） 空き瓶
- （4） 空き缶

（収集又は運搬の禁止命令）

第20条の5 条例第34条の8第2項の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書（第3号様式の7）により行うものとする。

（動物の死体の届出）

第21条 条例第36条の規定により動物の死体の届出をしようとする者は、動物死体届出書（第4号様式）によってしなければならない。ただし、これにより難い場合は、省略することができる。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第22条 条例第40条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- （2） 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- （3） 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- （4） ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- （5） 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- （6） 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- （7） 市の収集運搬業務の提供を受ける場合には、市の収集運搬作業の方法に適合する保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への積込みが容易な構造であること。
- （8） 保管場所には、保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

（運搬等の命令に係る排出量）

第23条 条例第42条の規則で定める量の事業系一般廃棄物は、1日平均10キログラムを超えるもの又は一時に100キログラムを超えるものとする。

第24条から第28条まで 削除

（事業系一般廃棄物の受入基準）

第29条 条例第44条第1項の規則で定める受入基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 市内において発生した事業系一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないもの
ア し尿

- イ 動物の死体
- ウ 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- エ 有害性の物
- オ 爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物
- カ 液状の物
- キ 粉末状又はか粒状で飛散するおそれのある物
- ク その他処理施設の管理運営に支障を来すおそれのある物

(2) 事業系一般廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第3条第1号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、処理施設の適正な管理運営のために市長が別に定める事項
(廃棄物の排出量及び処理手数料の額の算定)

第30条 条例第50条1項に規定する家庭廃棄物処理手数料等（以下「家庭廃棄物処理手数料等」という。）に係る条例第34条の2第3項の規定により排出する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の排出量は、排出の都度、当該排出された量をもって算定する。

2 条例第50条第2項に規定する粗大ごみ処理手数料（以下「粗大ごみ処理手数料」という。）の額は、別表第1に定めるところによるものとする。

（廃棄物処理手数料の徴収方法等）

第31条 家庭廃棄物処理手数料等は、家庭廃棄物処理手数料等処理手数料納入通知書兼領収書（第6号様式。以下「納入通知書」という。）により徴収することとし、当該納入通知書を発行した日の翌日から起算して20日目を納付期限とする。ただし、指定収集袋により排出する廃棄物及び臨時に排出し、又は運搬する廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略することができる。

2 粗大ごみ処理手数料については、占有者は、特定廃棄物処理券（第7号様式）を購入し、当該排出する粗大ごみに貼付することにより徴収する。ただし、条例第34条の5第2項の規定により排出する場合にあっては、市長が指定する方法により徴収する。

（排出量算定基準の特例）

第32条 条例第50条第5項の規定による算定は、1立方メートルを250キログラムに換算する。

（指定収集袋の交付方法）

第32条の2 条例第50条の2に規定する指定収集袋（ボランティア袋及びおむつ袋を除く。）の交付は、次の表の左欄に掲げる指定収集袋の種類ごとに、同表の中欄に掲げる家庭廃棄物処理手数料等を納入した者に同表の右欄に掲げる枚数を1組として行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、家庭廃棄物処理手数料等の納入額に応じ、同欄に掲げる枚数未満の指定収集袋を交付することができる。

指定収集袋の種類			家庭廃棄物処理手数料等	枚数
家庭廃棄物	可燃用指定収集袋及び不燃用指定収集袋	S袋	84円	10枚
		M袋	273円	
		L袋	556円	
		LL袋	840円	
事業系一般廃棄物指定収集袋		S袋	500円	
		M袋	1,250円	
		L袋	2,850円	

（動物死体処理手数料の徴収方法）

第33条 条例第51条に規定する動物死体処理手数料については、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、動物の死体の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより徴収する。

（し尿処理手数料の徴収方法）

第34条 条例第52条に規定するし尿処理手数料については、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、し尿の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより徴収する。ただし、これにより難い場合及び条例第34条の4第2項の規定により排出する場合にあっては、市長が指定する方法により徴収する。

（督促）

第35条 納入通知書により徴収する場合において、手数料を納期限までに納付しない者があるときは、督促状（第8号様式）を発行して督促する。

2 前項の督促状を受けた者は、その発行の日から10日以内に納付しなければならない。

（手数料の減額又は免除）

第36条 条例第53条に規定する家庭廃棄物処理手数料等、粗大ごみ処理手数料、動物死体処理手数料及びし尿処理手数料（以下「処理手数料」という。）の減額又は免除は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 天災を受けた場合 免除

- (2) 火災等の事故により被害を受けた場合（処分のみを受けようとする場合に限る。） 免除
- (3) 占有者が、次に掲げる廃棄物を排出する場合 免除
 - ア 自治会等の各種団体又は個人が行う道路、公園その他公共的な施設等の清掃活動に伴う廃棄物
 - イ 育児、介護等に使用した紙おむつ
- (4) 別表第2の左欄に掲げる世帯に属する占有者が同表の右欄に掲げる指定収集袋を使用して家庭廃棄物を排出する場合 免除
- (5) 次に掲げる世帯に属する占有者が粗大ごみを排出する場合 免除
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助を受ける者の属する世帯
 - イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯
- (6) 枝木及び草葉を市長が指定するところに従って排出する場合 免除
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 減額又は免除
（減額等の申請手続）

第37条 処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、処理手数料減免申請書（第9号様式）により、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、前条各号のいずれかに該当すると認めたときは、処理手数料の減免処分を行い、処理手数料減免承認（不承認）決定通知書（第10号様式）を交付し、又は処理手数料免除承認書兼指定収集袋引換券（第10号様式の2）を交付し、かつ、同引換券と引き換えに別表第2に定めるところにより指定収集袋を交付するとともに、当該決定通知書と引き換えに前条第5号に掲げる者に特定廃棄物処理券を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第3号及び第6号に掲げる処理手数料の免除については、申請手続を省略することができる。

（処理手数料の還付）

第37条の2 条例第53条の2ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 指定収集袋及び特定廃棄物処理券（以下「指定収集袋等」という。）を所有している占有者等が、市外に転出するとき。ただし、前条第2項の規定により指定収集袋の交付を受けた指定収集袋に係る還付の場合を除く。
- (2) 指定収集袋等を所有している占有者等が、市内における事業を廃止するとき。
- (3) 指定収集袋等を所有している占有者等が指定収集袋等を使用する見込みがなくなったとき。
- (4) 指定収集袋等の廃棄物処理手数料の改訂を伴うとき。
- (5) 指定収集袋等の取扱店が閉店し、又は収納事務委託契約が解除されたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により処理手数料の還付を受けようとする者は、廃棄物処理手数料還付請求書（第10号様式の3）を市長に提出しなければならない。

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

第1節 一般廃棄物処理業

（許可申請）

第38条 条例第54条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第11号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 事業の区分
- (4) 継続的な作業場所及び運搬先
- (5) 運搬車その他主たる運搬施設の種類及び数量
- (6) 主たる事務所以外の事務所、事業所及び運搬車の車庫等の名称及び所在地
- (7) 保管及び積替えを行う場合には、保管及び積替えを行う施設の設置場所
- (8) 従業員の数
- (9) 作業計画

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (2) 身分証明書（個人の場合に限る。）
- (3) 営業について成年者と同一の行為能力を有する未成年者は、その行為能力を証明する書類
- (4) 申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）が、条例第54条第3項第4号アからウまでに

該当しない者である旨の申出書

- (5) 印鑑証明書
- (6) 運搬先を証明できる書類（市長の指定する処理施設以外を運搬先とする場合に限る。）
- (7) 事務所、車庫等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）、当該事務所、車庫等の写真、案内図及び車庫付近の見取図
- (8) 積替え施設等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）、当該施設の配置図、写真、付近の見取図、設計図及び概況を示す書類並びに関係諸官庁の設置許可証の写し
- (9) 自動車検査証の写し
- (10) 従業員名簿
- (11) 顧客名簿及び排出事業者との一般廃棄物の処理に係る委託契約書の写し又は委託を証明する書類
- (12) 事業資金及びその調達方法を記載した書類（新規に許可を受けようとする者に限る。）
- (13) 過去1年間に於いて税目及び税額について市長が定める国税並びに地方税の未納がないことを証明する書類

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類及び図面

3 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り同項各号に掲げる書類又は図面（同項第4号、第9号、第13号及び第14号に掲げるものを除く。）の添付を省略することができる。

4 条例第54条第2項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（第12号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 処分（最終処分を除く。）又は最終処分の区分
- (4) 処分の方法
- (5) 処分（最終処分を除く。）の場合は、処分先
- (6) 一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
- (7) 主たる事務所以外の事務所及び事業場の名称及び所在地
- (8) 従業員の数
- (9) 作業計画

5 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (2) 身分証明書（個人の場合に限る。）
- (3) 営業について成年者と同一の行為能力を有する未成年者は、その行為能力を証明する書類
- (4) 申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）が、条例第54条第3項第4号アからウまでに該当しない者である旨の申出書

- (5) 印鑑証明書
- (6) 処分（最終処分を除く。）の場合は、処分先を証明できる書類
- (7) 一般廃棄物の処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計画書、写真、付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (8) 事務所、一般廃棄物の処理施設等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）及び事務所の案内図
- (9) 従業員名簿
- (10) 顧客名簿及び排出事業者との一般廃棄物の処理に係る委託契約書の写し又は委託を証明する書類
- (11) 事業資金及びその調達方法を記載した書類（新規に許可を受けようとする者に限る。）
- (12) 過去1年間に於いて税目及び税額について市長が定める国税並びに地方税の未納がないことを証明する書類

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類及び図面

6 一般廃棄物処分業の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り同項各号に掲げる書類又は図面（同項第4号、第12号及び第13号に掲げるものを除く。）の添付を省略することができる。

（許可を要しない者）

第39条 条例第54条第1項ただし書の規則で定める者は、省令第2条各号に掲げる者とする。

2 条例第54条第2項ただし書の規則で定める者は、省令第2条の3各号に掲げる者とする。

（一般廃棄物処理業の許可基準）

第39条の2 条例第54条第3項第3号の規則で定める基準は、一般廃棄物収集運搬業にあつては省令第2条

の2各号に掲げる基準に、一般廃棄物処分業にあっては省令第2条の4各号に掲げる基準によるほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市内に事務所を有すること。ただし、市内に主要な取引先がある場合又は取り扱う一般廃棄物が特殊であるため、市内に事務所を置くことができない場合であって、市長が特別に認めたときは、この限りでない。
- (2) 過去1年以内において、税目及び税額について市長が定める国税並びに地方税を納付していること。
- (3) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業務の経験年数（法人の場合にあっては、その構成員のうち一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業務に携わる者の3分の1以上の者の経験年数）が3年以上であること。
- (4) 一般廃棄物収集運搬業については取り扱う一般廃棄物の運搬先、一般廃棄物処分業（最終処分を業として行う者を除く。）については取り扱う一般廃棄物の処分先を確保していること。

（許可の更新期間）

第40条 条例第54条第4項の規則で定める期間は、2年とする。

（許可証）

第41条 市長は、条例第54条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は条例第55条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（第13号様式）を交付する。

2 市長は、条例第54条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたとき、又は条例第55条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証（第14号様式）を交付する。

（変更の許可申請）

第42条 一般廃棄物収集運搬業者は、条例第55条第1項の規定により第38条第1項第2号又は第3号に規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書（第15号様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 許可の年月日及び許可の番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する運搬車その他主たる運搬施設の種類及び数量
- (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容
- (7) 変更予定年月日

2 第38条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。

3 一般廃棄物処分業者は、条例第55条第1項の規定により第38条第4項第2号から第4号までに規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処分業変更許可申請書（第16号様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 許可の年月日及び許可の番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
- (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容
- (7) 変更予定年月日

4 第38条第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

（変更の承認申請）

第43条 一般廃棄物収集運搬業者が第38条第1項第4号に掲げる運搬先又は第9号に掲げる事項を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業変更承認申請書（第17号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 許可の年月日及び許可の番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更予定年月日

2 第38条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。

3 一般廃棄物処分業者が第38条第4項第5号又は第9号に掲げる事項を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業変更承認申請書（第17号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 許可の年月日及び許可の番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更予定年月日

4 第38条第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

5 市長は、第1項又は第3項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認をしたときは、一般廃棄物処理業変更承認書（第18号様式）を交付するものとする。

（変更届）

第44条 一般廃棄物収集運搬業者は、次の各号に掲げる変更又は一部廃止をしたときは、当該変更又は一部廃止をした日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届（第19号様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 第38条第1項第1号又は第5号から第8号までのいずれかに掲げる事項を変更したとき。
- (2) 第42条第1項ただし書に規定する事業の一部を廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を変更したとき。

2 一般廃棄物収集運搬業者は、第38条第1項第4号に掲げる継続的な作業場所を変更したときは、当該変更した日の属する月の翌月10日までに一般廃棄物処理業変更届（第19号様式）により市長に届け出なければならない。

3 第38条第2項の規定は、第1項第1号及び第3号並びに前項の届出について準用する。

4 一般廃棄物処分業者は、次の各号に掲げる変更又は一部廃止をしたときは、当該変更又は一部廃止をした日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届（第19号様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 第38条第4項第1号又は第6号から第8号までのいずれかに掲げる事項を変更したとき。
- (2) 第42条第3項ただし書に規定する事業の一部を廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を変更したとき。

5 第38条第5項の規定は、前項第1号及び第3号の届出について準用する。

（休止及び廃止届）

第45条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を休止し、又は廃止しようとする者は、業を休止し、又は廃止しようとする日の15日前までに一般廃棄物処理業休止・廃止届（第20号様式）により市長に届け出なければならない。

（許可の取消し及び停止命令）

第45条の2 市長は、条例第58条の規定により業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずるときは、業の許可の取消しについては許可取消書（第20号様式の2）により、事業の全部若しくは一部の停止又は市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずるときは事業停止命令書（第20号様式の3）により行うものとする。

（許可証の再交付）

第46条 条例第59条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（第21号様式）により行わなければならない。

（許可証の返納）

第47条 許可の期間が満了したとき、又は条例第58条の規定により業を取り消されたときは、直ちに、許可証を市長に返納しなければならない。

第2節 浄化槽清掃業

（許可申請）

第48条 条例第61条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第22号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業の用に供する施設の概要

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (2) 身分証明書（個人の場合に限る。）
- (3) 申請者（申請者が浄化槽清掃業に係る営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。）が、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しない者である旨の申出書
- (4) 印鑑証明書
- (5) 浄化槽の清掃についての専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを証明する書類
- (6) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽法施行規則」という。）第11条第1号から第3号までに規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図

(7) 営業所を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）及び当該営業所の案内図

(8) 従業員名簿（法人である場合には、その役員を含む。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類及び図面
（許可及び不許可の通知）

第49条 条例第61条第3項の規定による許可又は不許可の処分をした場合の通知は、浄化槽清掃業許可・不許可通知書（第23号様式）により行うものとする。

（浄化槽清掃業の許可基準）

第49条の2 条例第61条第2項第1号の規則で定める基準は、浄化槽法第36条各号に掲げるところによるものとする。

（許可証）

第50条 市長は、条例第61条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（第24号様式）を交付する。

2 浄化槽清掃業の許可の期間は、3年とする。

（記載事項変更の届）

第51条 浄化槽清掃業者は、条例第62条の規定により申請内容に変更があった場合には、変更の日から30日以内に、浄化槽清掃業許可申請記載事項変更届（第25号様式）に必要事項を記載し、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を前項の変更届に添付しなければならない。

(1) 浄化槽法施行規則第10条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し（法人である場合には、登記事項証明書）

(2) 浄化槽法施行規則第10条第1項第2号に掲げる事項の変更 第48条第2項第7号に定める書類

(3) 第48条第2項第6号に掲げる器具の収納場所の変更 第48条第2項第6号に定める書類

(4) 第48条第2項第8号に掲げる従業員名簿の変更 第48条第2項第8号に定める書面並びにその変更が法人の役員である場合には、登記事項証明書及び浄化槽法施行規則第10条第2項第3号に定める書面

（廃業等の届）

第52条 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、廃業等した日から30日以内に、浄化槽清掃業廃業等届（第26号様式）により市長に届け出なければならない。

（指示書、許可取消書及び事業停止命令書）

第53条 市長は、条例第63条第1項の規定により浄化槽の清掃について必要な指示をするときは、指示書（第27号様式）により行うものとする。

2 市長は、条例第63条第2項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、浄化槽清掃業許可取消書（第28号様式）又は浄化槽清掃業停止命令書（第29号様式）により行うものとする。

（許可証の再交付）

第54条 条例第65条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（第30号様式）により行わなければならない。

（許可証の返納）

第55条 許可の期間が満了したとき、又は条例第63条第2項の規定により業を取り消されたときは、直ちに、許可証を市長に返納しなければならない。

第5章 調布市廃棄物減量及び再利用促進員

（定数）

第56条 条例第82条第2項に規定する調布市廃棄物減量及び再利用促進員の定数は、550人以内とする。

第6章 雑則

（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

第57条 条例第84条第1項の規則で定める大規模建築物は、15戸以上の集合住宅又は床面積の合計が1,500平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第84条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第3号様式）により、建築基準法第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

3 条例第84条第2項及び第4項の規則で定める基準は、第22条各号の規定によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、市長が別に定める基準に適合すること。

(2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業

が安全かつ容易にできること。

(小規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第 57 条の 2 条例第 84 条の 2 の規則で定める小規模建築物は、4 戸以上 15 戸未満の集合住宅又は床面積の合計が 1,500 平方メートル未満の建築物とする。

(報告の徴収)

第 58 条 条例第 85 条に規定する市長への報告は、一般廃棄物処理業にあっては一般廃棄物処理業務実績報告書(第 31 号様式)により、浄化槽清掃業にあっては浄化槽清掃業務実績報告書(第 32 号様式)により、前月分を翌月の 10 日までに行うものとする。

(帳簿)

第 58 条の 2 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第 7 条第 15 項に規定する帳簿について、省令第 2 条の 5 第 1 項の表に規定するもののほか、一般廃棄物収集運搬業者にあっては処理料金を、一般廃棄物処分業者にあっては処分料金を記載しなければならない。

(身分を示す証明書)

第 59 条 条例第 86 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、清掃指導員証(第 33 号様式)とする。

(雑則)

第 60 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により交付された許可証等で現に効力を有するものは、この規則の相当する規定により交付された許可証等とみなす。

4 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成 7 年 3 月 17 日規則第 5 号)

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第 38 条及び第 48 条の規定によりなされた許可申請は、この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則第 38 条及び第 48 条の規定によりなされた許可申請とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成 7 年 3 月 31 日規則第 11 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

61 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、なお使用することができる。

附 則(平成 10 年 1 月 21 日規則第 1 号)

1 この規則は、平成 10 年 1 月 22 日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則第 7 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成 10 年 3 月 31 日規則第 26 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 2 月 9 日規則第 4 号)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の受付に係るものから適用し、施行日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 1 月 9 日規則第 6 号)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 48 条第 2 項第 6 号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則別表の規定は、平成 13 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)以後の受付に係るものから適用し、施行日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 9 月 5 日規則第 48 号）

1 この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の受付に係るものから適用し、施行日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 1 月 30 日規則第 1 号）

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料から適用し、施行日前に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 9 月 16 日規則第 45 号）

1 この規則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は平成 16 年 10 月 1 日から、別表第 2 の改正規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則別表第 1 の規定は、平成 16 年 10 月 1 日以後の受付に係るものについて適用し、同日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 4 日規則第 9 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

（調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

5 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 41 号）

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 30 号）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日規則第 102 号）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の処理に係るものについて適用し、施行日前の処理に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 2 月 27 日規則第 5 号）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 20 年 2 月 26 日規則第 2 号）

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 23 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 24 日規則第 10 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料について適用し、施行日前に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬した廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第 2 の規定は、施行日以後の申請に係るものについて適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 48 号）

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 19 日規則第 2 号）

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則第 33 条及び第 34 条の規定は、施行日以後の徴収に係るものについて適用し、改正前の徴収に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日規則第 57 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 13 日規則第 1 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 35 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

42 第 41 条の規定による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 21 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 14 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（シュレッダー古紙に係る規定の適用）

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 20 条の 2 第 1 号に掲げるシュレッダーにより細断された古紙の排出方法の規定は、前項に規定する日（以下「施行日」という。）以後で市長が指定する日から適用する。

（枝木等に係る処理手数料免除規定の適用）

3 改正後の規則第 36 条第 6 号の規定は、施行日以後で市長が指定する日に排出されたものについて適用する。

（改正後の規則のみなし適用）

4 施行日前になされた前 2 項の規定の運用のための準備行為は、改正後の規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 34 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 30 条関係）

粗大ごみ処理手数料表

（単位 円）

番号	品目	手数料
家具類		
1	棚（扉なし）・げた箱類	1 辺 90 cm未満
		1 辺 90 cm以上
2	棚（扉あり）・たんす	1 辺 90 cm未満
		1 辺 90 cm以上
3	簡易棚（ランドリーラック等）	
4	サイドボード	1 辺 90 cm未満
		1 辺 90 cm以上
5	パイプハンガー・ハンガーラック	
6	衣装ケース・はこ類	
7	衣装ケース（プラスチック製・3 段以上）	
8	カラーボックス	1 辺 90 cm未満
		1 辺 90 cm以上
9	テーブル・座卓	1 辺 90 cm未満
		1 辺 90 cm以上
10	椅子・座椅子	
11	ソファ	1 人用
		2 人用
		3 人以上用

12	鏡台・ドレッサー	1 辺 70 c m未満	630
		1 辺 70 c m以上	1, 260
13	姿見		315
14	両袖机		1, 890
15	机類（両袖机を除く。）		1, 260
16	仏壇	1 辺 90 c m未満	945
		1 辺 90 c m以上	1, 575
寝具・じゅうたん			
17	パイプベッド（折り畳み式）		630
18	パイプベッド（ロフト式）		1, 260
19	ベッド（枠及びマットレス）	シングル・セミダブル	2, 205
		ダブル	3, 150
		クイーン・キング	4, 410
20	介護用ベッド		4, 725
21	ベッドマット（スプリング式）	シングル・セミダブル	945
		ダブル	1, 260
		クイーン・キング	1, 890
22	マットレス(スポンジ)	シングル・セミダブル	315
		ダブル以上	630
23	ベッド枠	シングル・セミダブル	1, 260
		ダブル	1, 890
		クイーン・キング	2, 520
24	布団・ベッドパッド類・大型クッション		315
25	敷物・カーペット	6 畳未満	315
		6 畳以上	630
26	ユニット畳（1 枚）		315
27	ウッドカーペット	6 畳未満	1, 260
		6 畳以上	1, 890
台所用品			
28	換気扇		315
29	ガステーブル	1 口用	315
		2 口以上用	630
30	ガスオーブン		945
31	電子レンジ		945
32	食器洗い機		945
33	食器乾燥機		630
34	調理台・ワゴン		630
35	ホットプレート		315
36	炊飯器		315
37	米びつ		630
38	湯沸器		630
39	浄水器類		315
冷暖房器具			
40	パネル・オイルヒーター		630
41	ストーブ・ファンヒーター		315
42	電気こたつ		315
43	こたつ板		315
44	家具調コタツ		630
45	扇風機		315
その他の家庭用品			
46	ミシン	卓上式	630
		卓上式以外	1, 260
47	電気掃除機（本体の 1 辺が 40 cm以上のもの）		315

48	ごみ箱・ごみバケツ		315
49	ズボンプレスサー		315
50	加湿器・除湿機・空気清浄器・布団乾燥機		315
51	照明器具（蛍光灯類を外したもの。）		315
52	風呂の蓋		315
53	スーツケース		315
A V ・ 事務機器			
54	ビデオデッキ・DVDプレーヤー類		315
55	テレビ台	1 辺 1 m未満	315
		1 辺 1 m以上	945
56	テレビアンテナ		315
57	オーディオ機器単体	1 辺 90 cm未満	315
		1 辺 90 cm以上	630
58	スピーカー（1 個）		630
59	ミニコンポ		945
60	ワードプロセッサ		630
61	パソコンラック		630
62	キーボード(パソコン)		315
63	プリンタ・スキャナ等	1 辺 90 cm未満	630
		1 辺 90 cm以上	945
64	シュレッター		315
子供用品			
65	ベビーバス・ベビーラック・ベビーサークル		315
66	ベビーベッド		630
67	幼児用ブランコ・幼児用滑り台（室内用）		630
68	幼児用遊具（ブランコ・滑り台を除く。）		315
69	ベビーカー・三輪車・チャイルドシート		315
70	人形・ぬいぐるみ		315
趣味用品			
71	スキー板・スノーボード・そり・スケートボード		315
72	ゴルフバッグ		315
73	ゴルフクラブ（5 本まで）		315
74	健康器具（小型のもの）	ステッパー等	315
75	健康器具（中型のもの）	ローイングマシン等	630
76	健康器具（大型のもの）	サイクリングマシン等	1, 575
77	健康器具（特大のもの）	ランニングマシン等	1, 890
78	肩もみ機		1, 890
79	ぶら下がり健康器		630
80	編み機		630
81	楽器類（ギター・バイオリン等）		315
82	楽器類（キーボード等。電子ピアノ類を除く。）		630
83	水槽	1 辺 70 cm未満	315
		1 辺 70 cm以上	630
84	フラワースタンド		315
85	植木鉢・プランター		315
86	クーラーボックス		315
87	ビーチパラソル		315
88	サマーベッド		315
89	犬小屋（1 辺 1 m未満）		630
建具類			
90	アコーディオンカーテン		630
91	網戸		315
92	ブラインド・ロールスクリーン		315

93	すだれ・すのこ・よしず		315
その他			
94	棒状のもの・物干しざお・パイプ類（5本まで） （長さ2.5m未満，太さ8 c m未満）		315
95	物干し台（コンクリート部分を除く。）		315
96	芝刈り機		630
97	脚立・はしご（高さ2.5m未満）		315
98	植木台（コンクリート部分を除く。）		945
99	自転車	19 インチ未満	315
		19 インチ以上	630
100	自転車（子ども乗せ）		945
101	電動自転車（バッテリーを除く。）		945
102	電動自転車（子ども乗せ）（バッテリーを除く。）		1,260
103	一輪車		315
104	ショッピングカート		315
105	車椅子	電動を除く。	630
		電動（バッテリーを除く。）	1,260
106	自動車用キャリア（ケース付き）		630
107	自動車用キャリア（ケース無し）		315
108	物置（解体済みのもの）	1 辺 1 m未満	630
		1 辺 1 m以上 2 m未満	1,260
109	板類一束（厚さ1.5 c m未満，90 c m×180 c m以内）		315
110	その他		その重量，形状等を勘案し，この表の品目に準じて市長が定める金額

備考

この表の品目のうち長さによる基準が記載されているものは，その基準を当該廃棄物の最も長い部分について適用する。

別表第2（第36条，第37条関係）

対象世帯	指定収集袋の種類及び組数
(1) 第36条第5号アに掲げる世帯	可燃用指定収集袋S袋，可燃用指定収集袋M袋，不燃用指定収集袋S袋及び不燃用指定収集袋M袋のうちから10組以内
(2) 第36条第5号イに掲げる世帯	
(3) 第36条第5号ウに掲げる世帯	
(4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により老齢福祉年金の支給を受ける世帯	
(5) 75歳以上の者のみで構成され，かつ，収入が国民年金法，厚生年金保険法（昭和29年法律第115号），国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号），地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による年金のみ又は収入のない世帯	
(6) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定により交付を受けた愛の手帳に知的障害の程度が1度又は2度と記載されている者が属し，かつ，市民税が非課税の世帯	
(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が1級と記載されている者が属し，かつ，市民税が非課税の世帯	
(8) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者が属し，かつ，市民税が非課税の	

世帯	
(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受ける者の属する世帯	

備考

- 1 この表において「組」とは、袋10枚を1組としたものをいう。
- 2 指定収集袋の組数は、1世帯につき、1年度当たりの組数とし、市長が決定する免除の期間における月数に応じて按(あん)分して得た組数を上限とする。この場合において、当該按(あん)分して得た組数に1組未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 指定収集袋の組合せは自由とする。

「令和3年度版(令和2年度実績)調布市清掃事業概要」について、ご意見等をお寄せください

今後も調布市のごみ処理の現状について、わかりやすく、見やすい冊子となるよう、内容の充実を図っていきます。ご意見等をお寄せください。(問い合わせ先は下記に掲載しています。)

登録番号 (刊行物番号)
2021-121

令和3年度版(令和2年度実績)
調布市清掃事業概要

発行日 令和3年9月発行
発行 調布市環境部ごみ対策課
〒182-0031 調布市野水2-1-1
Tel 042-306-8780
Fax 042-368-9921
E-mail gomitai@city.chofu.lg.jp
gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

印刷 庁内印刷

本書は、古紙配合の再生紙を使用しています。

これならできごみ減量とリサイクル」小中学生ポスター入賞作品

「これならできごみ減量とリサイクル」をテーマに、ごみ減量やリサイクル推進、食品ロス削減、海洋ごみ問題のために自分が心がけている（またはこれから取り組もうとしている）ことについて市内在住・在学小中学生の皆さんからポスターを募集しました。261点のご応募をいただいた中から、展示会の来場者と調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会委員の投票により、入選作品を決定いたしました。



ちょうふエコ川柳入賞作品

ごみの減量やリサイクルをテーマにした川柳を募集したところ、合計で281句の応募をいただきました。上記ポスター作品と合わせて展示会の投票の結果、優秀作品が選出され、また、特別賞を以下のとおり決定いたしました。

令和2年度 ちょうふエコ川柳入賞者決定!!

1に出さない、
2に分別、
3、4がなくてごみ川柳

部	金賞	銀賞	銅賞	調布市長賞	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会委員賞	調布市環境部賞
小中学生の部	買ったもの そのまま抱え 我が家へと ぶんさん	3R 未来へつなぐ 合言葉 鮎さん	イルカさん ストローいるか? いらないね 久保崎 祐太さん	レジぶくろ ぼくは買わない エエエエエでしよ 浜島 圭さん	それでもいい? カラスたちも 見ているよ 首藤 聖泰さん	ビニールは うみのいきもの くるしめる 十磨 大磨さん
高校生以上の部	マイバッグ エコに優しい ひと増える ゆうくんパパさん	「いりません」 ドヤ顔で言う 決めセリフ あきりんごさん	買い過ぎは ゴミとせい肉 増えるだけ 谷島 美紀さん	まだいける メロンの皮と 攻めぎあい あつちんさん	まるわかり ゴミ捨て方で ひととなり こたこたさん	リサイクル マークでしわけて デイスタンス わが家の環境大臣さん